

議案第69号

鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例について

鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

防犯のまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有し、居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、事業者及び土地建物所有者等をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察署及び市内において防犯活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、市、市民等及び関係機関が、自らの地域は自らで守るという防犯に関する意識を持ち、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を分担し、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会を実現することを基本理念として、推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を基本として、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 防犯に関する意識の啓発及び情報提供に関すること。
- (2) 自主的な防犯活動に対する支援に関すること。
- (3) 防犯を目的とした環境の整備に関すること。

(4) その他防犯のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び関係機関と密接な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における防犯に必要な措置を講ずるとともに、地域における防犯活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関する防犯に必要な措置を講ずるとともに、地域における防犯活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、土地建物所有者等が所有し、又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関する防犯に必要な措置を講ずるとともに、地域における防犯活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市、市民等及び関係機関は、相互に密接な連携を図り、防犯のまちづくりを推進するための体制の整備及び充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。